

港北区指定管理者選定委員会設置要綱

制定 平成 17 年 3 月 22 日

(目的及び設置)

第 1 条 横浜市港北区における公共施設の指定管理者の選定を、公平かつ適正に実施するため、港北区指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、港北区総務部長をもって充てる。

3 委員は、港北区連合町内会長、区民施設見識者、福祉施設見識者及び福祉保健センター担当部長をもって充てる。

(委員長)

第 3 条 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議)

第 5 条 委員会は、指定管理者の選定にあたり、区民施設作業部会と福祉施設作業部会を置き、委員会での審議に必要な資料及び評価書を作成させる。

2 委員会は、作業部会長に作成した資料及び評価書の報告を行わせる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、港北区総務部総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

港北区指定管理者選定委員会委員

委員長	港北区総務部長
委員	港北区連合町内会長
委員	区民施設見識者
委員	福祉施設見識者
委員	福祉保健センター担当部長

付則

この要綱は平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

平成 15 年 11 月 7 日制定の横浜市港北区指定管理者選定委員会設置要綱は本要綱をもって廃止とする。